



第2回

中央区立日本橋中学校同窓会

平成17年11月20日（日）14時00分～

日本橋中学校体育館

同窓会次第

【第一部 総会】

- 一、開会のことば
- 一、同窓会会長挨拶
- 一、学校長挨拶
- 一、経過報告
- 一、規約の改正
- 一、新役員選出
- 一、閉会のことば

【第二部 懇親会】

- 一、開会
- 一、乾杯
- 一、旧教職員紹介
- 一、校歌斉唱
- 一、中締め
- 一、閉会



中央区立日本橋中学校（旧第四中学校）同窓会準備委員会の経緯

- ・ 昭和49年4月、中央区立久松中学校、日本橋中学校、紅葉川中学校が統合され、中央区立第四中学校となる。
- ・ 昭和50年4月、同窓会創設。
- ・ 昭和61年第1回同窓会総会開催、初代会長に稲見正治氏（3期生）が就任する。
- ・ 昭和59年11月、開校十周年 記念式典
- ・ 平成3年4月、中央区立第四中学校から中央区立日本橋中学校に校名を変更する。
- ・ 平成6年3月、同窓会活動の拠点として、本校敷地内にメモリアルホールが完成する。
- ・ 平成6年11月、開校二十周年 記念式典
- ・ 平成16年6月24日、塩入睦夫現学校長より、第1期から3期の卒業生有志が開校三十周年記念事業への同窓会としての協力依頼を受ける。
- ・ 開校三十周年記念事業への同窓会の協力について、その後、1～2ヶ月に1回程度の会議を行う。
- ・ 平成16年11月、開校30周年記念祝賀会に同窓会より150余名が出席する。これを契機に同窓会再編に向けて気運が高まる。
- ・ 平成16年12月15日、中央区立日本橋（旧第四）中学校同窓会準備委員会が発足する。
- ・ 平成17年3月、第2回準備委員会開催。同窓生所在確認並びに規約改正など諸手続きを開始。これ以降、月1～2回の準備委員会を開催する。
- ・ 平成17年4月22日、中央区立日本橋中学校同窓会ホームページを開設する。
- ・ 平成17年4月、中央区立日本橋中学校同窓会準備委員会より同窓会会員約6800名に所在確認並びにホームページ開設の案内を発送する。所在不明により、約2000名の返送を確認する。
- ・ 準備委員会に4期から9期が加わり、同窓会開催に向けて組織が拡充される。
- ・ 平成17年7月30日、中央区立日本橋中学校同窓会携帯用サイトを開設する。
- ・ 平成17年9月、中央区立日本橋中学校同窓会準備委員会より同窓会会員に第2回同窓会総会及び懇親会の案内状を発送する。
- ・ 平成17年11月20日に第2回同窓会総会及び懇親会を開催し、今後の同窓会活動の充実・発展を図る。

<中央区立日本橋中学校 校歌>

1. 隅田川の

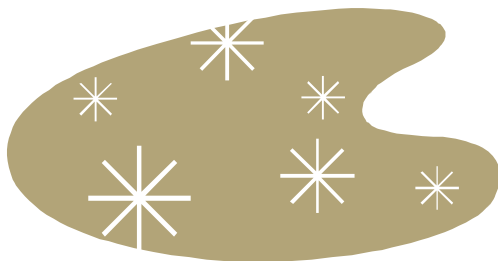
きらめく 流れ 流れ
光に映え 雲を写して
海にそそぐ
師の教え ゆたかに汲んで
健やかにのびる 若い心
この肩に この胸に
未来の「時」をになう力を
たくわえてゆこう

師よ 友よ

ここに学ぶ日々 忘れること
なく
いつまでも いつまでも
光 励まし わが学びや

2. 隅田川の

きらめく 流れ 流れ
希望をのせ 夢を育てて
海にそそぐ
友と友 かたく結ばれ
健やかに学ぶ 若い心
この肩に この胸に
未来の「時」をになう力を
たくわえてゆこう



中央区立日本橋中学校同窓会規約

第一章 総則

- 第1条 本会は中央区立日本橋中学校同窓会と称し、事務局を同校内に置く。
- 第2条 本会は日本橋中学校（旧第四中学校）の卒業生を会員とする。
- 第3条 本会は日本橋中学校（旧第四中学校）の職員及び旧職員を客員とする。
- 第4条 本会は会員相互の親睦を図り、また客員及び在校生との交流を深め、母校の発展に協力することを目的とする。

第二章 事業

- 第5条 本会はその目的を達成する為に、次の事業を行う。
1. 同窓会名簿の整備
 2. メモリアルホールの整備
 3. 日本橋中学校各種行事への協力・参加促進
 4. その他本会の目的達成に必要な事業

第三章 役員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
会長 1名。 副会長 2名以上。 会計 若干名。 監査 2名。
常任幹事 20名以内。 幹事 各期若干名。 顧問 若干名。
- 第7条 役員を選任は次の方法による。
1. 会長は、常任幹事会で会員の中から選出する。但し、幹事会の承認を得なければならない。
 2. 副会長は、常任幹事の中から会長が指名する。但し、幹事会の承認を得なければならない。
 3. 会計は、常任幹事の中から会長が指名する。但し、幹事会の承認を得なければならない。
 4. 監査は、幹事会で互選する。
 5. 常任幹事は、幹事会で互選する。
 6. 幹事は、日本橋中学校（旧第四中学校）の卒業各期の中から若干名を選出することを原則とする。
 7. 顧問は、常任幹事会で推薦された会長経験者が就任する。

- 第8条 役員は次の任務を持つ。
1. 会長は、本会の運営を総括し、全ての会議を招集し、その議長を務める。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはこれに代わる。
 3. 会計は、本会の会計の事務を行う。
 4. 監査は、会計を監査する。
 5. 常任幹事は、会務を分掌する。
 6. 幹事は、卒業時の各学年・学級の連絡・調整・運営にあたる。
 7. 顧問は、常任幹事会からの相談事項等、本会の円滑な運営に向けて助言する。

- 第9条 役員任期は5年とし、再任は妨げない。補欠により就任した者の任期は、前任者の残余期間とする。但し、任期満了の場合でも、後任者を選出するまではその職務を遂行しなければならない。

第四章 会議

- 第10条 本会は運営上次の会を開催する。
総会。 幹事会。 常任幹事会。
- 第11条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

第五章 総会

- 第12条 総会は、会長が招集する。
- 第13条 定期総会は、原則として5年に1回開催する。
- 第14条 臨時総会は、常任幹事会の議決または幹事会の要求によってこれを開く。
- 第15条 総会では次の事項を行う。
1. 本会の事業、及びその他の重要事項、会計の報告。
 2. 本規約の改正の承認。

第六章 幹事会

- 第16条 幹事会は、会長が必要に応じて招集する。また常任幹事会の要請により召集する。
- 第17条 幹事会は、幹事の3分の1以上の申出がある時、開催しなければならない。
- 第18条 幹事会は、本会の事業を計画し、予算並びに決算を編成し、常任幹事会の承認を経てこれを運営する。

第七章 常任幹事会

- 第19条 常任幹事会は、幹事会から提案された業務執行その他の重要事項を決議する。
- 第20条 会務執行上必要がある場合は、常任幹事会の議決により会長は特に委員を委嘱することができる。

第八章 会計

- 第21条 本会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもってこれにあてる。
- 第22条 会員は、入会時1,000円を本会に納入する。
- 第23条 本会の運営に当たり、常任幹事会が必要と認めた場合には、会費等を徴収することができる。
- 第24条 会計年度は4月1日より翌3月31日とする。

第九章 補則

- 第25条 会員・客員は、氏名・住所・電話番号その他を変更した場合には、本会に届けなければならない。
- 第26条 名簿等の管理に関しては、個人情報保護法に基づいて、厳正かつ適切に行うものとする。
- 第27条 本規約は常任幹事会で決議し、総会の承認を得て、改正することができる。

附則

昭和50年4月1日 施行
平成17年11月20日 改正